

湖議 第 46号
平成 25年 3月 21日

湖西市議会議長 菅本 利隆 様

議会改革特別委員会
委員長 二橋 益良

議会改革特別委員会調査結果報告書

本特別委員会の調査が終了しましたので、会議規則 100条の規定により、別紙のとおり報告します。

議会改革特別委員会調査報告書

1 調査事項

「議会運営の改善」、「市民参加の推進」、「議会の広報・広聴」、その他議会の活性化に関する調査研究

2. 委員会開催等の状況と内容

- (1) 平成 23 年 6 月 22 日、本特別委員会が設置され、議長指名により、楠 浩幸、渡辺 貢、加藤弘己、豊田一仁、牧野考二、鈴木義則、中村博行、内藤正敏、二橋益良の 9 名の委員が選出された。
- (2) 同日開催の委員会を開催し、委員長に二橋益良を、副委員長に渡辺 貢をそれぞれ互選した。
- (3) 委員会の活動は次のとおりである。

回	開催日	内 容
1	平成 23 年 6 月 22 日(水)	・ 正副委員長を互選 ・ 閉会中の継続審査の申し出を決定
2	平成 23 年 6 月 30 日(木)	・ 平成 22 年度中に検討した議会改革について ・ 議会改革に対する委員の考えについて ・ 今後の取り組みと予定について
3	平成 23 年 7 月 12 日(火)	・ 自治会連合会理事会との懇談について
—	平成 23 年 7 月 12 日(火)	・ 自治会連合会理事会との懇談会
4	平成 23 年 7 月 20 日(水)	・ 自治会連合会との懇談について ・ アンケートの結果について ・ 今後の取り組みと予定について
5	平成 23 年 8 月 23 日(火)	・ 過去の議会改革について ・ アンケートの仕分けについて ・ 行政視察について ・ 会派制度について
6	平成 23 年 9 月 22 日(木)	・ アンケート分類後の整理について

回	開催日	内容
一	委員派遣 平成 23 年 10 月 25 日(火) ～26 日(水)	行政視察を実施 訪問先：三重県鈴鹿市、伊賀市、四日市市 視察内容：議会運営について及び議会改革について（議会運営委員会共催）
7	平成 23 年 11 月 4 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 行政視察の反省、感想について 会派について 運営について
8	平成 23 年 11 月 25 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 運営について
9	平成 23 年 12 月 21 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 議員間協議について 運営について 事務改善について
10	平成 24 年 1 月 20 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 前回までの委員会検討事項から <ol style="list-style-type: none"> ① 討論の事前通告について ② 議員間討議について ③ メールによる開催通知等の配信について 活性化について
11	平成 24 年 2 月 28 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 中間報告案について 前回までの委員会検討事項から 活性化について
12	平成 24 年 3 月 21 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 中間報告について
一	平成 24 年 3 月 22 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 議長に中間報告書を提出
13	平成 24 年 4 月 10 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開について 市民参加について 資質役割について
一	委員派遣 平成 24 年 4 月 26 日(木) ～27 日(金)	行政視察を実施 訪問先：愛知県新城市 視察内容：議会報告会の傍聴と報告会運営について
一	視察 平成 24 年 5 月 14 日(月) ～15 日(火)	自主参加の視察を実施 訪問先：愛知県田原市 視察内容：議会報告会の傍聴と報告会運営について
14	平成 24 年 5 月 16 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 視察報告について 議会報告会について

回	開催日	内容
15	平成 24 年 6 月 29 日(金)	・ 議会報告会について
ー	委員派遣 平成 24 年 7 月 24 日(火) ～25 日(水)	行政視察を実施 訪問先：長野県塩尻市、松本市 視察内容：議会運営について及び議会改革について（議会運営委員会共催）
16	平成 24 年 8 月 1 日(水)	・ 視察の感想について ・ 議会報告会について ・ 中間報告案について
ー	平成 24 年 8 月 24 日(金)	・ 議長に中間報告書を提出
17	平成 24 年 8 月 28 日(水)	・ 議会報告会の進め方 ・ その他検討すべき事項について ・ 議会基本条例について
18	平成 24 年 10 月 5 日(金)	・ 議会報告会の進め方 ・ 傍聴のあり方について ・ 議会基本条例について
ー	平成 24 年 10 月 29 日(月)	・ 議員全員協議会に議会報告会実施に向けて実行委員会設置を提言
19	平成 24 年 11 月 6 日(火)	・ 傍聴規則について ・ 委員会開催情報及び委員会会議録の公開の有無について
20	平成 25 年 1 月 16 日(水)	・ 議会基本条例について ・ 最終報告書案について
21	平成 25 年 2 月 15 日(金)	・ 報告書について
22	平成 25 年 2 月 19 日(火)	・ 報告書案再確認について

3. 調査検討の概要

(1) 目標の設定：湖西市議会のあるべき姿

協議を行う上でその方向性を明確にするため、委員のアンケートや自治会連合会理事会との懇談から、今の議会において問題と思われる事項・改善すべき事項等を拾いだした。

それらの事項をグループ分けし、「市民が主役である」、「活発な議論を行う」、「見

える議会である」の3点を、あるべき姿として体系付けした。

以上のことから、

「市民が主役で、活発な議論をする、見える議会」

を目標に設定し、本特別委員会の調査検討の方向性として決定した。

(2) 協議の順位の決定

アンケート調査等により抽出した事項をグループ分けし、テーマごとに優先順位をつけて協議を行うこととした。

優先順位を考える上で、先に議会内部事項の検討を優先し、次に対市民に向けての事項の検討、さらにその他の事項について検討することとした。

協議順 1 会派制度、2 運営、3 事務改善、4 活性化、5 情報公開、6 市民参加、
7 資質・役割、8 法・ルール、9 行動

また、随時議論すべきテーマを取り上げ、協議を行った。

(3) 協議概要（別添「検討一覧表」参照）

① 会派制度

○会派

拙速に会派の設置を求める意見はなく、現状の委員会を主にした検討・討論を実施していくことに問題がないため、会派の設置が必要になった際に改めて検討する。

② 運営

○質疑

通告者が責任をもって適切な通告を行う。当局については、最も的確に答弁できる者が答弁するよう努めてもらうこととする。

○討論

会議規則上事前通告制となっていることから、通告書を提出するように改善する。また、提出のあったことの周知を行う。（議長報告後、実施済み）

○休憩

議会が中断された際、議員、理事者、傍聴者（視聴者）が休憩の理由がわからない時があり、再開の際にも説明がなく、疑念を抱く。したがって、本会議中に予定外の休憩があった際には、再開時に適切な者が経過説明を行う。

○プロジェクターの使用

映像機器を利用するほうがわかりやすいと考えるが、現状の議場の中では映像機器設置が困難である。今後、議場内及び中継視聴者に対して、わかりやすさを検討していく。また、議員は、記録に残すことを考え、必要な主張は言葉で発することに努める。

③ 事務改善

○メールの利用

開催通知等の文書が多く、事務の簡素化が必要である。開催通知、訃報連絡などについてパソコン・携帯電話のメールの利用を検討する。(議長報告後、実施済み)

○説明資料

わかりやすい説明の一環として、議会・当局を問わず紙面での資料だけでなく、パワーポイント等による説明を、前向きに利用するよう促がす。

○議員の執務席

会派制度がある市では、会派毎で部屋を割り振り、議員の執務場所の確保がされているが、本市議会においては、常任委員会室を有効に利用する。また、常任委員会室でのインターネット環境について改善を図る。

④ 活性化

○行政委員会等の参画

行政委員参画辞退は先の特別委員会の検討結果であるため、現時点では検討しない。

参画辞退により行政委員会活動概要を所管常任委員会へ報告がされるよう当局に依頼したが、情報提供の内容・時期が適切でないため、今後改善がされるよう引き続き当局に求める。

○議会の議決事項

地方自治法第96条第2項の規定の適用事項について、早急に検討が必要である。また、当該事項への関与のあり方についても併せて検討が必要である。

○常任・特別委員会の活動報告

参画する委員会以外の状況がわからないことから、手始めとして委員会で配布された資料等について自由に閲覧できる環境を整える。(議長報告後、実施済み)

○議員間討論について

政策提案に伴う議員間討論については、フローチャートを作成し、流れを確認した。また、議案審議に対して行う議員間討論のあり方については、今後も協議を重ねる必要がある。

⑤ 情報公開

○委員会開催日及び委員会会議録の公表

議会からの情報発信を積極的に行う。市民に委員会を傍聴していただくため、委員会開催日を市議会ホームページ上で公表する。また、審議の内容を十分配慮した上で、委員会会議録を調整後すみやかにホームページ上に掲載する。(議長報告後、実施済み)

○市の情報（広報紙・ホームページ）

市の情報については、各常任委員会で所管の範囲をチェックする

○見やすい予算書

平成24年度補正予算から新システムに移行されるため、平成25年度当初予算

を確認したうえ、検討が必要である。

⑥ 市民参加

○ 議会報告会

現在の市議会活動では、市民の声を聞く仕組みがなく、また、市民も議会に関心が薄い。直接市民と会い、声を聞く・声を伝えることが重要である。議会報告会の開催を検討し、議会の内容を市民へ報告するとともに、市民の意見を吸い上げ、議会に関心を持ってもらうよう努力する。

⑦ 資質・役割

○ 地元との関係

地域からの要望については、議員の介入により自治会内の優先順位に影響を与えないようにする。自治会の役割を尊重し、地域からの要望は基本的に自治会への一本化を図るよう心掛ける。

⑧ 法・ルール

○ 議会招集

地方自治法の改正が行われ、議会招集及び通年議会等の制度化がされたが、今はそれらを検討するまでのニーズがないため、必要とされる際に改めて検討する。

○ 議案書の訂正・修正

一字一句の誤記や、議案の訂正の取り扱いについては、簡素化するなどの考え方もあるが、訂正修正に関する発言は議事録に残すよう対処する。

⑨ 行動

○ 資質向上

議員個人の認識・倫理観・資質の向上に努める。

○ 議員による議案の提出など

現状では、議員から議案の提出や修正議案の提出がされない状況である。議案・予算案の修正や付帯決議などを利用しながら、議会や議員の意思表示を行うことが必要である。

⑩ その他

○ 議員活動費

現在、委員会交付金が交付されている。交付金の支給根拠を含めて議員活動費について検討が必要である。

○ 議会基本条例

本特別委員会の中では、議会基本条例策定を目的に議会改革を進めるのではなく、先に現状で必要な事項を検討・実施していく。今後、本市議会で実施した事項等を検証し、必要な事項の条例化を改めて検討する。

○ 議場傍聴

傍聴席の環境改善について検討する必要がある。通路や階段、座席の形状材質等を検証し早急に対処する必要がある。

また、傍聴の手続きを簡素化し、気軽に傍聴していただくことを前提に、必要な部分の傍聴規則を見直した。(平成 25 年 4 月 1 日施行予定)

○議会改革、活性化のための組織体制

先進地を参考に、議員全員が議会の活性化や情報発信に取り組む組織について検討する必要がある。

4. 本特別委員会が提言し、実施した事項

本特別委員会において検討した結果のうち、提言し、実施した内容は次のとおりである。

① 討論通告書の提出について

通告書の様式を定め、平成 24 年 6 月定例会から実施。

② 開催通知等のメールの利用について

会議開催等の簡易な文書や訃報連絡について、平成 24 年 4 月 1 日から試験的に実施。6 月より本施行。

③ 委員会会議録の公開

各常任・特別委員会の会議録を、平成 25 年 1 月開催分よりホームページに掲載。

④ 委員会開催情報の公開

各常任・特別委員会の開催情報を、平成 25 年 1 月開催分よりホームページに掲載。

⑤ 議会報告会の開催

市内 5 会場で平成 25 年 4 月中旬に実施を決定。議会活動、委員会活動を報告予定。平成 24 年 10 月 29 日より議会報告会実行委員会を設置し、活動を特別委員会から引き渡した。

5. まとめ

本特別委員会では、開催通知のメール送信、会議開催日時・会議内容の情報提供など簡易な事項から、議会報告会開催案など長時間検討を費やした事項まで、議会改革に関し幅広い事項について協議を行った。

特に情報公開・市民参加の点から、新城市及び田原市の議会報告会に参加し、両市の市民と議員の意見交換を傍聴することにより、湖西市における議会報告会のあり方を委員全員で協議することができた。

また、議員間討論のあり方についても、議員の政策提言と審議議案の場合を想定し、協議がなされた。議案審議における議員間討論のあり方について結論には至らなかったが、政策提言における議員間討論のフローチャートを作成することができた。

なお、本特別委員会で、議論を尽くせなかったものを次に掲げる。

- ① 会派制度、議員活動費のあり方及び委員会交付金制度のあり方について
- ② 地方自治法第96条第2項として取り扱う事項について
- ③ 議会基本条例について
- ④ 議員間討論のあり方について（政策討論、議案審議、運営要綱の策定など）
- ⑤ 議会活性化のための運営組織のあり方（松本市、塩尻市参照）について
- ⑥ 議員の資質及び倫理観の向上のための施策について
- ⑦ 第1回議会報告会の活かし方と継続性の担保について

6. 結びに

現在、地方議会においては、市民参加や情報公開、議員間での議論の仕方などが重要視され、検討を行っている。

今回、「何が必要か」、「何をすべきか」から検討を始め、伊賀市や松本市など7市の先進市視察と22回の協議により調査・研究を行った。このように長期間にわたり、多くの事柄に議論を重ねたことは、議員間での活動として特筆すべきことである。

これで本特別委員会の調査・研究を終了するが、今後においても議会改革や活性化を図り、市民の生活がよりよいものになるよう不断の努力が必要である。特に、議会報告会や議員間討論等の仕組みに継続性を持たせるため、議会基本条例に位置づける等の検討が必要となる。議会内で継続的に検討ができることを期待したい。